

交 情 審 第 8 号

令和3年11月9日

交野市教育委員会 御中

交野市情報公開審査会

会長 金谷 重樹

交野市情報公開条例第14条第3項の規定による諮問について（答申）

令和3年3月26日付け交教総第74-2号で諮問のあった事案について、別紙  
のとおり答申します。

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第1号

## 答 申

令和3年11月9日

交野市教育委員会 殿

令和3年3月26日付け「交教総第74-2号」で諮問のあった事案について以下のとおり答申する。

### 審査会の結論

本件処分は、令和2年10月12日付けの「放課後児童会の民間活力の導入の検討について（案）」と題する公文書の「（7）民間活力の導入に伴う費用等（時間延長含む）」欄に記録されている金額の数字（【職員削減分相当額】の金額を除く。）及びその割合の数値、「放課後児童会年間事業費（想定）R2.10.5作成」欄に記録されている金額（削減項目⑦年間職員人件費の金額を除く。）及びその割合の数値、「年間事業費（見込み額）【委託料】」欄に記録されている金額の数字、「人件費等関係参考資料（交野市）」欄に記録されている金額の数字、「年間事業費（見込み額）【総事業費】」欄に記録されている金額の数字並びに「交野市放課後児童会運営委員会委員名簿」に記録されている委員の住所、郵便番号及び電話番号の一部を非開示とした部分を除き、これを取り消すべきである。

### 理 由

#### 第1 審査請求の趣旨

交野市教育委員会が、令和3年2月18日付け「交教青第58号」で審査請求人にした部分開示決定のうち、非開示とした部分（「交野市放課後児童会運営委員会

委員名簿」に記録されている委員の住所、郵便番号及び電話番号の一部を非開示とした部分を除く。)を取り消し、公開する。

## 第2 事案の概要

### 1 経緯

本件は、審査請求人が交野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対し、交野市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、放課後児童会の民間委託について、市長戦略で民間活力の導入に関して「放課後児童会等の検証」と掲げた後の「検証」の経過や内容にかかわる全ての資料や会議の記録（以下「本件公文書」という。）の開示を請求したところ、教育委員会が本件公文書の一部について非開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち、「交野市放課後児童会運営委員会委員名簿」に記録されている委員の住所、郵便番号及び電話番号の一部を非開示とした部分を除くその余の非開示とした部分の取消しと開示を求めるものである。

### 2 前提事実等

#### （1）交野市情報公開条例

条例第10条は柱書で「実施機関は、開示請求に係る公文書に、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、当該公文書を開示しないことができる。」と定め、第5号で「実施機関内部又は実施機関相互における審議、協議等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。ただし、事実に関する情報は除く。」と規定している。

（2）教育委員会が非開示とした情報（「交野市放課後児童会運営委員会委員名簿」に記録されている委員の住所、郵便番号及び電話番号の一部を非開示とした部分を除く。）

教育委員会が非開示とした情報は令和2年10月12日付けの「放課後児童会の民間活力の導入の検討について（案）」と題する公文書に記録されているもの（以下「本件情報1」という。）及び令和2年12月15日付けの「放課後児童会の民間活力の導入の検討について」と題する公文書に記録されているもの（以下「本件情報2」という。）である。

### （3）教育委員会が本件情報1及び本件情報2を非開示とした理由

本件情報1及び本件情報2はいずれも条例第10条第5号（意思形成過程にある情報であって行政内部での検討等のための案、制度の点検が不十分な資料・データ等で開示することにより、市民に不正確な理解や誤解を与える恐れがあるもの）に規定する非開示情報に該当するため。

## 第3 争点及びこれに対する当事者の主張の要旨

### 1 争点

本件情報1及び本件情報2が条例の定める非開示情報に当たるかどうか。

### 2 争点に対する当事者の主張の要旨

（審査請求人）

ア 本件情報1及び本件情報2のすべてを開示しないことは、交野市情報公開条例手引書にある「意思形成過程中の事項に関する情報といえども、民主主義の精神、住民参加の理念からすると、基本的には住民に対して公開されるべきである。」（第10条第5号）との趣旨に反する。

仮に資料の中に非開示情報に該当する部分があったとしても、それ以外の部分については開示すべきである。

イ 庁内の企画会議で民間委託について検討する際に使用した資料については議会答弁（令和3年3月5日本会議）もされており、非開示情報に該当しない。

（教育委員会）

ア 本件情報1及び本件情報2については、行政内部の意思形成過程に直接かかる情報のほか、行政内部での会議の記録等、意思形成経過の記録、意思決定に関連して作成し、又は取得した情報であるから、条例第10条第5号が定める非開示情報に該当する。

イ 会議の実施時期や検討内容については、開示することにより、市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあり、かつ、外部からの圧力や干渉などの影響を受ける等、自由率直な意見交換又は意思決定の中立性等が損なわれるものであり、今後、事業の検討を進めるにあたり、各種会議等においても支障をきたすおそれがあるから、条例第10条第5号が定める非開示情報に該当する。

ウ 審査請求人は本件情報1及び本件情報2について、それらは議会答弁（令和3年3月5日本会議）しているから非開示情報に該当しないと主張するが、当該答弁については、資料を用いて検討した事実を答弁したに過ぎず、非開示情報を開示したものではない。

#### 第4 当審査会の判断

1 教育委員会は本件情報1及び本件情報2について、それらが意思形成過程情報であることを理由として、条例第10条第5号に定める非開示情報であると主張する。

しかしながら、条例第10条第5号は、ある情報が意思形成過程情報の性質を有することのみをもって、当該情報を非開示情報と定めているわけではない。

したがって、教育委員会の主張は条例の解釈を誤るものであり採用できない。

2 教育委員会は本件情報1及び本件情報2について、それらを開示すると市民に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとして、条例第10条第5号に定める非開示情報であると主張する。

しかしながら、教育委員会は、具体的に市民にどのような不正確な理解や誤解を

与えることとなり、その結果、市民にどのような混乱が生じ、どのような被害が及ぶのかについて具体的に主張するところがない。

したがって、教育委員会の主張は採用することができない。

3 教育委員会は本件情報1及び本件情報2について、それらを開示すると、外部からの圧力や干渉などの影響を受ける等して、自由率直な意見交換又は意思決定の中立性等が損なわれ、今後、事業の検討を進めるにあたり、各種会議等においても支障をきたすおそれがあるから、条例第10条第5号が定める非開示情報に該当すると主張する。

しかしながら、教育委員会は、どのような外部から、どのような圧力や干渉などが行われるおそれがあるのか、そしてそれら圧力や干渉が自由率直な意見交換又は意思決定の中立性等を損なう程度に強度に加えられるおそれがあることを具体的に主張することなく、抽象的におそれを主張するのみである。

したがって、教育委員会の主張は採用することができない。

4 そうすると、本件情報1及び本件情報2のすべてが条例第10条第5号に定める非開示情報に該当するとする教育委員会の主張は採用できない。

しかしながら、本件情報1及び本件情報2のすべてが条例の定める非開示情報に当たらないとすることはできず、本件情報1のうち、「(7)民間活力の導入に伴う費用等(時間延長含む)」欄に記録されている金額の数字(【職員削減分相当額】の金額を除く。)及びその割合の数値、「放課後児童会年間事業費(想定)R2.10.5作成」欄に記録されている金額(削減項目⑦年間職員人件費の金額を除く。)及びその割合の数値、「年間事業費(見込み額)【委託料】」欄に記録されている金額の数字、「人件費等関係参考資料(交野市)」欄に記録されている金額の数字並びに「年間事業費(見込み額)【総事業費】」欄に記録されている金額の数字については条例第10条第6号に定める非開示情報に該当すると解すべきである。その理由は、以下のとおりである。

まず、条例第10条第6号は「実施機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は将来における同種の事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」を非開示情報としている。

(1) 「(7) 民間活力の導入に伴う費用等(時間延長含む)」欄に記録されている金額の数字(【職員削減分相当額】の金額を除く。)及びその割合の数値について

交野市においては委託契約に係る契約を行う場合、契約の適正を確保する見地から、予定価格及びその内訳の積算価格は非公開としている。

市委託料見込額は、たとえ案の段階の情報であっても、将来の契約において、この金額に近い金額が予定価格の設計の根拠となる可能性が高いことから、それを開示すると、市のおよその設計金額とそれを基にした予定価格(上限価格)が推測され、入札において、応札業者がこの予定価格付近の金額で応札することによって、市が不当に不利な契約の締結を余儀なくされるおそれがあるから、開示することにより適正な契約事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報と解することができる。

また、事業者の委託料見込額も、市委託料見込額と同様、たとえ案の段階であっても、それを開示するとそれによって競合他社の見込額及び市委託料見込額が推測され、結果として契約金額に影響を生じ、市が不当に不利な契約の締結を余儀なくされるおそれがあるから、開示することにより適正な契約事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報と解することができる。

そして、市委託料見込額との比較金額と比較割合は、それらを開示することにより、非開示情報である市の委託料見込額を開示する結果となるから、非開示情報に当たる。

(2) 「放課後児童会年間事業費(想定)R2.10.5作成」欄に記録されている金額(削減項目⑦年間職員人件費の金額を除く。)及びその割合の数値に

ついて

「児童会1か所あたり費用（参考）」の項目及び「①委託料見込み」から「⑥総事業費（④+⑤）」の各項目に記載されている金額は、上記（1）の金額と同様、たとえ案の段階の情報であっても、将来の契約において、この金額に近い金額が予定価格の設計の根拠となる可能性が高いことから、それを開示すると、市のおよその設計金額とそれを基にした予定価格（上限価格）が推測され、入札において、応札業者がこの予定価格付近の金額で応札することによって、市が不当に不利な契約の締結を余儀なくされるおそれがあるから、開示することにより適正な契約事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報と解することができる。

また「⑧実質年間事業費合計（⑥-⑦）」、「⑨削減費用割合（⑦÷④）※」及び「委託費用割合（（①+②）÷④）」の各項目に記載されている金額及びその割合の数値は、それを開示すると、年間職員人件費からの算出方法等により、非開示情報である上記各項目の金額が算出されるから、開示することにより適正な契約事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報と解することができる。

（3） 「年間事業費（見込み額）【委託料】」欄に記載されている金額の数字、「人件費等関係参考資料（交野市）」欄に記載されている金額の数字及び「年間事業費（見込み額）【総事業費】」欄に記載されている金額の数字について

これらの金額は、上記（1）及び（2）の金額と同様、たとえ案の段階の情報であっても、将来の契約において、この金額に近い金額が予定価格の設計の根拠となる可能性が高いことから、それを開示すると、市のおよその設計金額とそれを基にした予定価格（上限価格）が推測され、入札において、応札業者がこの予定価格付近の金額で応札することによって、市が不当に不利な契約の締結を余儀なくされるおそれがあるから、開示することにより適正な契約事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報と解することができる。

なお、審査請求人は本件情報1及び本件情報2について、それらは議会答弁（令

和3年3月5日本会議)しているから非開示情報に該当しないと主張する。

しかしながら、議会答弁において上記(1)から(3)の具体的な金額が公にされた証拠はないので、審査請求人の主張は採用することができない。

## 第5 結論

以上のとおり、当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

なお、審査請求人は、反論書及び令和3年8月27日に実施した口頭意見陳述の中で、開示請求対象公文書は、教育委員会が弁明書で挙げた3点の公文書以外にも存在すると主張している。これについて教育委員会に照会したところ、別添のとおり開示請求対象公文書が存在するという回答があった。

これらの開示請求対象公文書については、適切な処理がなされるべきである。

交野市情報公開審査会

会長 金谷 重樹

委員 猪奥 年紀

委員 石塚 武志

委員 成末 奈穂

委員 市岡 伊佐男